

# 指摘事項

介護医療院

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例（平成30年3月16日鳥取市条例第20号）

## 「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス  
及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要す  
る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平  
成12年3月8日老企第40号）

# ◎根拠条文

---

「介護医療院基準」

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準  
(平成30年1月18日厚生労働省令第5号)

# ☆施設サービスの取扱方針

---

- 身体的拘束等を行う場合の記録が不十分であった。  
(条例第42条第2項)

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

# ☆身体拘束未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかった。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上に実施し、資料等の記録を残すこと。（条例第16条第6項、老企第40号第2の8（10））

身体拘束未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に定める記録を行っていない場合及び基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。

# ☆勤務体制の確保

■勤務表について、介護医療院ごとに作成し、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

また、医師や薬剤師など常勤換算方法により人員基準を満たす必要があるものについては、兼務関係等日々の勤務体制を明確に定めておくこと。  
(条例第30条第1項)

介護医療院ごとに、原則として月ごと療養棟ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしておく必要がある。

医師が併設の病院と兼務する場合は、兼務状況を明確にした勤務表の作成が必要となる。

# ☆療養食加算

---

■療養食加算について、療養食の献立表が作成されていない。（老企第40号 第2の8（31））

実際に提供されたことの確認ができないため、算定開始時に遡って自主点検し、過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。

# ☆安全対策体制加算

■安全対策体制加算について、介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合していないため、加算を算定しないこと。（老企第40号第2の8（42））

## 介護医療院基準第40条第1項

介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するために、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれが至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# ☆高齢者施設等感染対策向上加算

■高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰについて、新興感染症を除く感染症の発生時の対応を取り決めること。（老企第40号 第2の8（43））

季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入居者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和5年12月7日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染症の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。

# ☆計画の作成

---

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとする。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。